業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年６月17日開催　全国地方銀行協会／
2026年６月18日開催　第二地方銀行協会]

１．2026年３月期決算を踏まえた今後のモニタリングについて

○　地域銀行の2026年３月期の決算は、国債等債券売却損や経費の増加がみられたものの、足元の円金利上昇に伴う貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したこと、株式等売却益が増加したことなどから、全体でみて、当期純利益は前年比約38%増の1.8兆円となっている。

○　一方、個別行ごとに決算を分析してみると、地域銀行の半数程度は金利上昇によって有価証券評価損を抱えている状況にある。そうした中で、一部の地域銀行では、損失限度額やアラームポイントの設定、アクションプランに基づいた対応などが十分に行えていない先もみられる。

○　また、地域銀行全体では、貸出金の増加が預金の増加を上回り、預貸ギャップは縮小傾向にある。こうした状況下では、預金を含む安定的な資金調達の重要性が一層高まることになるが、３割弱の地域銀行では個人預金が前年比で減少しているほか、一部の地域銀行では粘着性の低いと考えられる大口預金への依存度を高めている先もみられる。

○　金融庁としては、今回の決算も踏まえつつ、引き続き、国内外の金利動向や中東情勢等の経営環境の変化に留意しながら、地域銀行における有価証券運用を含めたリスク管理態勢の状況を継続的にモニタリングしていく。くわえて、「金利のある世界」が定着する中、収益管理や金利・流動性リスク管理が適切に行われているか、預金・貸出・有価証券を一体的に捉えたALM管理についても各地域銀行の取組状況を確認していく。

２．「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の改正案等について

○　現在、「地域金融力強化プラン」に基づく、早期警戒制度の見直し等のための監督指針改正案及び一定の要件を満たす出資について100%のリスク・ウェイトを適用可能とするバーゼル合意上の規定を踏まえた制度整備のための告示改正案に関するパブリックコメントを実施中である（2026年７月８日まで）。

○　このうち、早期警戒制度の見直しについては、これまでの制度の運用において課題として認識された点に対応し、人口減少や金利環境の変化等が地域金融機関の経営に与える影響等について、地域金融機関と健全な危機意識を共有して早めの対応を促していくための改正となっている。

○　このため、改正案では、金融庁において、

・　地域金融機関を取り巻く経済環境の変化が地域金融機関の健全性に与える影響について総合的に検証すること、

・　将来の人口動態等が地域金融機関の経営に与える影響（５年、10 年後の預金に与える影響を含む）を分析し、深度ある検証を実施すること、

などを記載している。

○　今後、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて改正案を最終化する予定である。

３．現下の国際情勢を踏まえた対応について

○　不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、

・　中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、

・　先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、

改めてお願いしたい。

４．AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

○　AI 脅威に対するサイバーセキュリティ対策強化については、2026 年５月の意見交換会において、金融庁における官民連携の取組を紹介した。その後、2026 年５月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。

○　地域金融機関においては、「①フロンティア AI への対応を経営課題として

扱う」点について、既に認識いただいているものと承知している。その上で、まずは「②優先的に対応すべきサービス／IT システムの特定」を速やかに実施いただきたい。

○　くわえて「②優先的に対応すべきサービス／IT システムの特定」の結果に基づき、「③特定した資産の技術負債を（極力）解消」し、「④パッチ適用に係る人的リソースの追加」について検討の上、「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認」まで、一連の対応として早急に進めていただきたい。

５．レビキャリについて

○　2025 年度に引き続き、レビキャリによる経営人材マッチング事例集を発刊した。レビキャリの特設サイトにも PDF 形式で掲載しているので、業務の参考とされたい。

○　また、事例集の発刊に伴い、寄稿いただいた金融機関からの事例発表を 2026 年６月 22 日にオンラインで開催する予定である。詳細については、別途御案内するため是非参加いただきたい。

（参考１）2026 年 5 月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計 7,223 人、登録金融機関数：254 機関、マッチング件数：416 件

（参考２）事例集 URL：https://revicareer.jp/case_study/

６．事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行と今後の取組について

○　2026 年５月 25 日、事業性融資推進法が施行された。

○　企業価値担保権を早速御活用いただいた方々においては、事業性融資の発展に向け、貴重な先行事例となる。融資後も、継続的に借り手とのコミュニケーションに取り組み、随時、取組を振り返りながら、挑戦と改善を積み重ねていただきたい。

○　金融庁においても、先行事例を踏まえつつ、引き続き、有志の金融機関との間で、実務的な議論を深めていきたい。詳細については、新しい体制の下で、関係者とも相談しながら検討したい。

○　いずれにせよ、夏以降も汗をかいていく方針のため、御協力いただきたい。

７．金融戦略の検討状況について

○　政府では、「日本成長戦略」の取りまとめに向け、17 の戦略分野のうち官民投資を優先的に支援していくべき「主要な製品・技術等」についての「官民投資ロードマップ」や、金融を含む８つの分野横断的なテーマについて議論を行っている。

○　金融分野については、2026 年夏までに金融戦略を策定することとしており、「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」（分科会長：片山金融担当大臣）において 2026 年４月下旬に骨子案が示された。現在、自民党からの提言等も踏まえ、策定に向けた最終的な調整を進めている。

○　金融戦略のコンセプトは、これまでの「資産運用立国」の取組を更に発展させ、

・　企業には中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を促しつつ、

・　アセットオーナーの受益者や家計が、成長の果実を最大限享受できるようにする、

・　そのために、これらをつなぐ金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の発揮を強力に促す環境整備を行っていく

ことで「強い経済」の実現に向けた成長投資を促進していくこと、そして、

・　金融システムを支えるインフラがブロックチェーン、AI 等の新たな技術に対応できるようにしていくこととしている。

○　政府内、自民党内において、具体的な検討はまだ続いており、今後、追加・修正も大いにありうるとの前提であるが、少なくとも、以下４つのテーマに関する諸施策は、取りまとめに入る可能性がある。

・　一つ目は、「17 の戦略分野等への成長投資や事業再編・再構築を支えるための金融機関・市場の機能強化」である。銀行等に対する規制緩和等を通じ、金融機関による資金供給・企業の成長支援機能の強化を後押しするほか、多様な商品が取引される厚みのある金融市場の実現に向けた取組を進めていく。あわせて、地域金融機関が地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるようとの目的で 2025 年 12 月に「地域金融力強化プラン」が公表されたが、内容の更なる拡充、具体化を図るべく、検討を行っている。また、17 の戦略分野へのファイナンスに関する官民連携の在り方

も議論の俎上にあがっている。

・　二つ目は、「企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革」である。企業・機関投資家の双方が、短期主義に陥らず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を強く意識し、必要な成長投資が実施されていくよう、コーポレートガバナンス改革を進めていく。

・　三つ目は、「経済成長の成果を最大限享受するための環境整備」である。年金や大学等のアセットオーナーに対して受益者の最善の利益を追求した資産運用を促すとともに、それを支える資産運用サービスの高度化を図っていく。くわえて、DC／iDeCo の制度改善等家計の安定的な資産形成を促進するための環境整備を進めていく。

・　四つ目は、「金融システムを支えるインフラへの投資」である。ブロックチェーンを活用した決済手段やスマートコントラクトの実装・普及に向けた環境整備に取り組むほか、AI 脅威に対する金融分野でのサイバーセキュリティ対策強化について、官民連携で取り組んでいく。

○　いずれにせよ、こうした施策を具体的に検討・実施する際には、顧客ニーズも含めて金融ビジネスの現場の状況を把握し、それにあうような政策の検討・実施が必要であり、官民の壁、業態の垣根を越えていけるよう、官民連携で取り組んでいく。

８．　PPP/PFI 推進アクションプラン（令和８年改定版）について

○　2026 年６月 11 日、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和８年改定版）」が決定・公表された。

○　「アクションプラン」では、PPP/PFI 事業のノウハウ習得・案件形成能力の向上を目的として、内閣府・国土交通省が形成・運用を支援する「PPP/PFI 地域プラットフォーム」の活用促進に向けた施策が盛り込まれている。こうした取組は、地域の様々な関係者が連携してまちづくりを進めていく上で重要であると考えており、既に「プラットフォーム」へ参画している金融機関や、「プラットフォーム」の事務局を務める金融機関もいると承知している。

○　2025 年 12 月に公表した「地域金融力強化プラン」においても、地域金融機関が幅広い地域の顧客ネットワークを活用しながら、官民連携のまちづくりに関与していくことが重要であるとの考え方を示しており、各地域金融機

関においては、こうした場への参画を含め、地域課題の解決に向けた取組を進めていただきたい。

９．2026 年５月 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議

○　2026 年５月 18、19 日に、フランス・パリにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介するしたい。

・　まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。

・　金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての金融活動作業部会（FATF）の重要な役割が再確認されると共に、FATF 加盟国及びグローバルネットワークによる FATF 基準の効果的かつ適時の実施が求められた。

・　異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

・　ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。

・　サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

○　今後は、2026 年６月 15 日から 17 日にフランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以　上）